

各位

一般社団法人東京都個人タクシー協会
会長 木村 忠義

優良タクシー乗り場へ不正入構していたことに関するお詫びとお知らせ

このたび、一般社団法人東京都個人タクシー協会に所属する個人タクシー事業者が、個人タクシー業界で実施している優良個人タクシー事業者認定制度(以下「マスターズ制度」といいます。)において、マスター(みつ星)でないにも関わらず、マスター(みつ星)を不正に表示して優良タクシー乗り場へ不正入構していた事実が判明いたしました。

タクシーご利用のお客さまをはじめ関係の皆さまに対しまして、多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当協会といたしましては、今般の事態を重く受け止め、今後、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

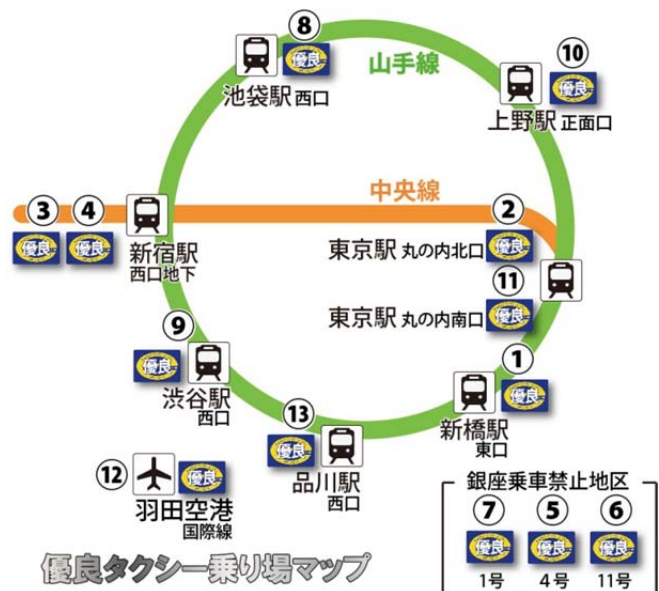
状況は、以下のとおりでございます。

記

1. 優良タクシー乗り場と入構対象車両

(1) 優良タクシー乗り場

- ①新橋駅東口前
- ②東京駅丸の内北口前
- ③新宿駅西口地下(JR口)
- ④新宿駅西口地下(京王口)
- ⑤銀座4号(ニュートーキョー前)
- ⑥銀座11号(銀座西6丁目)
- ⑦銀座1号(GINZA91号館)
- ⑧池袋駅西口前
- ⑨渋谷駅西口前
- ⑩上野駅正面口
- ⑪東京駅丸の内南口前
- ⑫羽田空港国際線
- ⑬品川駅西口前(高輪口)



(2) 入構対象車両

- ①優良運転者章を表示する法人タクシー・個人タクシー車両(個人タクシー2,134両)
- ②マスター(みつ星)であることを表示する個人タクシー車両(個人タクシー6,497両)
- ③優良事業者(法人)に所属する運転者であり、かつ、優良表示を掲出した車両

※①②で重複している個人タクシー1,017両

【参考】マスタース制度

一般社団法人全国個人タクシー協会が全国規模で実施している個人タクシーの資質向上策であり、良質なサービスを提供するとともに、その情報を表示することにより、お客様の安全と利便性を確保向上させることを目的に、個人タクシーは日々精進してマスター（みつ星）を目指しています。

マスター（みつ星）になるには、ひとつ星、ふたつ星の認定を順に受け、3年目にマスターの申請にたどりつき、マスター申請後に、個人タクシー業界以外の有識者で構成される「マスター認定委員会」の審査を受けて認められれば、マスター称号を車両の屋上に表示することができます。認定基準（今回の不正表示を含め、道路交通法その他の関係法規・団体規約違反、交通事故、接客不良等）に抵触することがあれば降格となります。



会員団体に所属する個人タクシー事業者数（8月末現在）
14,480名

その内マスタース制度参加事業者数

マスター（みつ星）	6,732名
ふたつ星	3,363名
ひとつ星	2,929名
計	13,024名

2. 事実が判明した経緯

公益財団法人東京タクシーセンターに対し、マスター（みつ星）を不正に表示して羽田空港国際線優良タクシー乗り場へ不正入構している個人タクシー事業者がいるとの情報を受けて、同センターにおいて平成26年7月3日から平成26年7月11日までの間、調査を実施した結果、不正表示を行い入構している事業者10名が判明いたしました。

同センターからの情報提供を受け、当協会において都内9地区13箇所の優良タクシー乗り場において入構調査を実施した結果、上記の東京タクシーセンター調査も含め61名のマスター（みつ星）不正表示及びその内42名の優良タクシー乗り場不正入構が判明いたしました。

3. 主な原因

現在、都内9地区13箇所に優良タクシー乗り場が設置され、入構対象として前記車両のみが認められておりますが、従前から同乗り場を主な営業場所としていた個人タクシー事業者において、引き続き慣れ親しんだ場所で、かつ、効率良く営業を続けたいとの気持ちから、マスター（みつ星）から違反等によりふたつ星・ひとつ星に降格したがステッカーを張り替えない等の不正表示により、優良タクシー乗り場への不正入構が行われました。

4. 再発防止策

（1）マスター（みつ星）不正表示及び優良タクシー乗り場不正入構現認者への処分

マスター（みつ星）不正表示及び優良タクシー乗り場不正入構を現認された個人タクシー事業者に対して、当該個人タクシー事業者が所属する団体（東京都個人タクシー協同組合及び日個連東京都営業協同組合）において、事情聴取を行ったうえで厳正な処分を進めております。

なお、処分内容は、不正入構については80日～90日間程度の表示灯（あんどん）使用停止、同期間のタクシーチケット・デビット・クレジットの清算停止等、不正表

示については30日～40日間程度の表示灯（あんどん）使用停止、同期間のタクシーチケット・デビット・クレジットの清算停止等となる見込みです。

（２）一斉点検の実施

マスターズ制度称号の表示状態を再確認するため、全ての個人タクシー事業者について一斉点検を実施しました。結果は下記のとおりであり、適正化を図りました。

①ひとつ星・ふたつ星事業者（本来は制度参加章を表示）

・みつ星表示	302名
・未貼付	444名

②みつ星事業者（本来はみつ星を表示）

・未貼付	224名
・制度参加章表示	254名

③未参加者事業者（本来は表示なし）

・みつ星表示	2名
・制度参加章表示	1名

（３）優良タクシー乗り場への入構自粛

平成26年8月26日に臨時総会を開催し、マスター（みつ星）資格による優良タクシー乗り場への1ヵ月間の入構自粛の実施を決議し、10月1日から1か月間入構を自粛します。

但し、優良タクシー乗り場13箇所のうちETCを活用した遠隔配車システム（ショットガンシステム）を導入し、事前登録制を実施している銀座1号乗り場を除きます。

（４）抑止力としての過怠金の導入

平成26年8月26日に臨時総会を開催し、定款を一部変更し、抑止力として新たに「会員に過怠金を賦課することができる旨」を加えるとともに、過怠金の賦課に関する事項等を定めた「会員の処分等に関する規則」を新たに制定しました。

対象として、優良タクシー乗り場への不正入構及び個人タクシー事業者としてあるまじき行為を行った者に対し「過怠金を賦課すること」、あるいは「会員に対して違反行為を行った個人タクシー事業者を除名すべき旨の勧告」をできるようにし、平成26年10月1日から実施することとしました。

（５）マスターズ制度表示管理の徹底

マスターズ制度称号ステッカーの適正表示について、管理体制が不十分であったことから、新たに「マスターズ制度表示管理規則」を制定し、昇格・降格時における称号ステッカー張り替えの確認を厳格に行うよう適正化を図ることとしました。

以上

本件に関する報道各位からのお問い合わせは、 一般社団法人東京都個人タクシー協会までお願いいたします。 住 所 東京都豊島区南大塚1-2-12日個連会館5階 電話番号 03-3947-1461 担当：前田、中台
